

## 2023年度「産業制御システムを対象としたSIRT（制御系SIRT）の実態に関する調査事業」

## に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター  
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

## 1. 入札に付する事項

- (1) 名称：2023年度「産業制御システムを対象とした SIRT（制御系 SIRT）の実態調査に関する調査事業」
- (2) 内容等：別紙 1 のとおり  
(2023年度「産業制御システムを対象とした SIRT（制御系 SIRT）の実態調査に関する調査事業」 仕様書)
- (3) 履行期限：別紙 1 のとおり  
(2023年度「産業制御システムを対象とした SIRT（制御系 SIRT）の実態調査に関する調査事業」 仕様書)

## (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）が経済産業省より委託されている令和 5 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

## 2. 入札要件

- (1) 予算決算および会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合はあらかじめ JPCERT/CC に申し出ること。

(6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札者の提出書類

#### (1) 提案書の提出

入札参加希望者は、JPCERT/CC が配布する仕様書にもとづいて提案書を作成し、受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT/CC から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

#### (2) 支出計画書等の提出

入札参加希望者は、以下の書類を提出すること

1. 支出計画書（本入札の指定様式）
2. 人件費の単価表(公表単価を使う場合は、JPCERT/CC に通知すること)なお、単価表には作成責任者が押印すること

### 4. 契約事項を示す場所等

#### (1) 入札説明会の日時および場所

日時：2023年7月21日（金）13時00分～14時00分（1時間程度を予定）

場所：東京都中央区日本橋本町4-4-2 東山ビルディング8階

JPCERT コーディネーションセンター

TEL：03-6271-8901

FAX：03-6271-8908

※説明会参加希望者は7月20日（木）17時までに [icsr@jpcert.or.jp](mailto:icsr@jpcert.or.jp) に必要事項（法人名、部署名、参加者氏名、連絡先）を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

#### (2) 提案書等の受領期限および受領場所

期限：2023年8月4日（金）17時00分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

#### (3) 入札者決定の通知日

2023年8月18日（金）

#### (4) 入札日

日時：2023年8月21日（月）16時00分～（落札者が決定するまで）

場所：JPCERT コーディネーションセンター

### 5. その他

#### (1) 入札保証金および契約保証金

全額免除

#### (2) 入札書の変更および取消し

入札者は、提出した入札書等の変更および取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札および各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT/CC と契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 支払条件

検取合格後、JPCERT/CCが実施する確定検査（支出計画書とおりに経費が適正に支出されたかの確認）後に契約額が確定する。なお、契約額の上限は落札額とする。

(6) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考で作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問い合わせ先（メールでの問い合わせを原則とする）

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

JPCERT/CC

制御システムセキュリティ対策グループ 椎木（しいぎ）／ 河野（こうの）

Email : [icsr@jpcert.or.jp](mailto:icsr@jpcert.or.jp)

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

JPCERT/CC

総務部 小島（こじま）／ 神山（かみやま）

Email : [soumu@jpcert.or.jp](mailto:soumu@jpcert.or.jp)

※緊急を要する場合に限り、電話による問い合わせは可能

9時00分～18時00分（12時00分～13時00分は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

TEL : 03-6271-8901 （※留守番電話対応中のため、録音いただけましたら折り返します。）

## 2023年度「産業制御システムを対象としたSIRT（制御系SIRT）の実態に関する調査事業」

## 仕様書

## 1. 件名

2023年度「産業制御システムを対象としたSIRT（制御系SIRT）の実態に関する調査事業」

## 2. 目的

産業用制御システムへのセキュリティ対策については、当該システムにおいて被害が起こった場合の社会的な影響が甚大なこと等を鑑み、近年その取り組みが推進されてきている。また、産業制御システムにおいてインシデントが発生した際には、そのインシデントに対応する組織機能（いわゆるSIRT機能）が必要となるが、昨今この産業制御システムを対象としたSIRT（以下「制御系SIRT」という。）の必要性が取り上げられるようになるとともに、実際に組織としての立ち上げも進んできている状況が推察される。一方でこの制御系SIRTについては、先行して構築・運用が進められてきているCSIRTやPSIRTの状況とは異なり、すでに存在する活動の定義や構築・運用におけるベストプラクティスが確立されておらず、手探りでの構築や運用がされていることが考えられる。

そこで本調査事業では、現在の制御系SIRTの実態を把握するとともに、その中で各組織が抱える課題を明らかにすることを目的とした調査を行い、調査結果をもとにその改善策を検討する。また、制御系SIRTを構築・運用していく組織およびJPCERT/CCが今後進めるべき活動・方向性についての提言も行う。

## 3. 事業の内容および実施方法

本調査事業の概要を以下に記載する。

なお、事業内容の詳細についてはJPCERT/CCと協議しつつ、実施するものとする。

## (1) 実施体制の整備

本事業の業務全体を統括する責任者（以下、「統括責任者」とする）や必要な担当者を配置して、実施体制図をJPCERT/CCへ提出すること。本事業専用のEメールアドレス（以下「Eメールアドレス」という。）を用意し、関係者等との連絡・調整、問い合わせ対応等、本事業に関する事務を行うこと。

また、個人情報を取り扱う規程と取り扱い者の体制を明確にして、提案書で提案し、落札後に別途個人情報取り扱い規程と取り扱い体制図をJPCERT/CCに提出すること。

なお、本事業の実施において、セキュリティ事故等の事業の遂行に懸念を与える事象が発生しないよう細心の注意を払って本事業を遂行するとともに、万一、本事業の遂行に懸念を与える事象が発生した場合に備えて、対応できる体制を実施体制図に盛り込むこと。（同懸念事象が発生した場合は、JPCERT/CCへ速やかに報告し、対策案を提案してJPCERT/CCと協議の上、対応については

JPCERT/CCの指示に従うこと)

(2) JPCERT/CCとのアンケート調査に関する擦り合わせ、質問項目準備

各組織への制御系SIRTの実態に関するアンケート調査の前に、本調査目的を達成するために適切なアンケート項目を作成するため、過去のJPCERT/CCや他組織における類似の調査実績を調査・整理すること。また調査ポイントの整理と調査後の分析につながる仮説の設定を実施すること。

① 整理する課題と仮説設定について

- 制御系SIRTの構築・運用に関する実態および課題について想定・整理すること
- 各課題に対する原因について仮説を設定し、アンケートの設問項目に反映すること

(3) 制御システムユーザーに対するアンケート調査

制御システムユーザーを対象として、以下に示すアンケート調査を行うこと。調査が効果的に実施できるように、適切な調査方法の検討やアンケート項目の作成を行うこと。

① アンケート調査先・規模および調査手法について

- アンケート調査先は、JPCERT/CC提示の調査対象を必須とし、より調査の信頼性を高める調査先の選定・追加を行い、JPCERT/CCと協議の上決定すること。
- アンケート調査先には一般製造業（石油、化学、鉄鋼・製紙、電機・精密、医薬、食品、自動車、機械等）を含めること。
- JPCERT/CCから提示する調査対象は、JPCERT/CCが事前に所有している組織名および連絡先を提供する。
- アンケート調査の規模は、有効な回答を少なくとも300組織程度は得られることを前提に、アンケートの全体配布組織数を決定すること。
- 有効な回答が得られるよう、「適切な回答者へのアンケート」となるための調査手法（アプローチ）を提案し、JPCERT/CCと協議の上決定すること。
- アンケート調査の実施方法（Web システム、電子データ、紙媒体等）について提案を行い、JPCERT/CC と協議の上決定すること。

② アンケート内容について

- アンケート素案は委託先とJPCERT/CCが協議して作成する、各設問の問い方や回答選択肢、実態・課題との整合性等を確認し、アンケートに反映すること。
- アンケートの内容は例えば以下を把握できる内容とすること。なお以下はあくまでも例であり、JPCERT/CCと協議のうえ明らかにしたい項目を決定すること。
  - 制御系SIRT構築の進捗状況
  - 制御系SIRTの機能、役割、関係する部門組織
  - 制御系SIRTの活動内容、活動実績（制御システムインシデント対応事例）
  - 制御系SIRTとして現状抱えている課題
  - 制御系SIRTにおいてJPCERT/CCに期待する役割
- 各調査用の設問の他に、回答者の組織情報や任意回答の項目も用意すること。
- アンケート調査実施期間中においても、設問に重大な不具合等が発見された場合には、適切に対応すること。

**③ アンケートの依頼・回収について**

- 上述の項番①に記載の「適切な回答者へのアンケート」となることを前提に、アンケートの依頼先を調査先リストとして作成し、適切な依頼先と有効な依頼方法（調査手法／アプローチ）を提案して、JPCERT/CCと協議の上、決定すること。このとき、JPCERT/CCが調査対象を提示した場合は必須とし、その他の調査対象については、JPCERT/CCと協議の上、決定すること。
- アンケートを依頼する際は、通知文書、趣旨説明、回答方法ガイド等も通知すること
- アンケートに対する問い合わせについて、問い合わせ窓口を用意して対応すること。問い合わせ内容はJPCERT/CCと共有し、調査項目や設問意図に関することは、JPCERT/CCと相談し対応すること。
- アンケート調査期間終了後に回答が到着した場合は、JPCERT/CCへ報告の上、取り扱いについて協議すること。
- 目標回収率に変更やズレが生じる場合は、本調査の趣旨に沿った品質を確保するための対策案をもって、直ちにJPCERT/CCに相談の上対応すること。

**④ アンケート回答結果の扱いについて(フォローアップを含む)**

- 各調査先からアンケート回答結果を受領後は、直ちに回答データの品質確認をした後、ローデータをJPCERT/CCへ共有すること。
- アンケート回答データの品質確認の結果、期待された回答／情報を得られていない場合は、追加ヒアリング等の対策案を提案して JPCERT/CC と協議の上、回答内容の品質確保を行うこと
- すべてのアンケート回答結果を受領後は、回答結果を集計した後、その集計結果および集計表をJPCERT/CCへ共有すること。
- アンケートの調査先・回答者リストおよびローデータについては、個人情報保護法に抵触しないよう、適切な管理措置を実施すること。

**(4) アンケート後の詳細ヒアリング（アンケートのフォローアップヒアリングとは別に実施）**

アンケートおよびフォローアップのヒアリングの実施とは別に、アンケートを行った組織のうち3～10組織程度についてより詳細なヒアリングを実施すること。当該組織にヒアリングを行う目的・ヒアリングの観点については、「（5）②課題解決策や今後の取り組みの検討と提言」につながるものとし、JPCERT/CCと協議し決定すること。

**(5) アンケート回答結果の分析および課題解決策や今後の取り組みの検討と提言**

アンケート回答結果をベースとして以下を実施すること。なお、実施にあたってはその内容に「インシデント対応」の観点を含めること。

**① アンケート回答結果の分析**

- 制御系SIRT構築や運用時における実態について分析を実施すること。なお分析は、委託事業者の知見・ノウハウをもとに実施し、JPCERT/CCと協議した上で最終的な分析結果とすること。

**② 課題解決策や今後の取り組みの検討と提言**

- 現状の課題を明確にした上で、その課題の解決策を検討し課題解決策を提言すること。課題解決策は、組織の体制やポリシー、ガバナンス等による管理面での観点での解決策と製品やソリューション等を用いた技術面での解決策との双方を検討すること。
- 制御システムユーザーに対して、今後の取り組みや方向性を、ベストプラクティスを含めて具体的な施策を提言すること。
- JPCERT/CCに対して、必要な今後の取り組みや方向性を具体的な施策として提言すること。

## (6) 報告書、提言書の作成

報告書には以下の内容を含めること。

- ① アンケート実施環境に関する情報
- ② アンケート調査の質問項目および回答結果
- ③ アンケート調査の結果を踏まえた分析観点およびその分析結果

提言書には以下の内容を含めること。

- ① アンケート調査の結果を踏まえた制御系SIRTの構築および運用に関する課題
- ② 上記課題を解決するための解決策の案
- ③ 制御システムユーザーが今後取り組むべき活動、方向性、ベストプラクティス
- ④ JPCERT/CCで今後取り組むべき活動、方向性

## (7) 作業全般

### ① スケジュール管理について

- 手法、日程等に無理がなく、実現性のあるスケジュールを作成し、JPCERT/CCに提出すること。また、スケジュール通りに事業が遂行するよう統括責任者が担当者に指示し、スケジュール管理を行うこと。
- やむを得ない状況や調査の質の確保等のため、スケジュールの遅延や変更が予測される場合、対応策とともに速やかに JPCERT/CCに報告し、協議の上対処すること。

### ② 打合せについて

- 本プロジェクトのキックオフを行い、その後は作業報告や作成物（アンケート、報告書等）のレビュー等、必要に応じて打合せを実施し、JPCERT/CCに状況を共有すること。  
なお、作業進捗確認等により、JPCERT/CCが定期報告を求める場合は、それに従い、対処が必要な点があれば、適宜JPCERT/CCと協議の上、対応すること。
- 打合せ場所はJPCERT/CCが指定する場所、もしくはリモートでの開催も可とする。
- 各協議の決定事項や打合せ内容については議事録や議事メモ等を作成し、JPCERT/CC と共有すること。

### ③ 各成果物について

- 各成果物については、あらかじめそれらの記述項目、記載内容、フォーマット等に対して JPCERT/CCの了解を得ること

### ④ 中間納品について

- 最終納品とは別にJPCERT/CCと協議して決定した日付において、中間納品を実施すること

#### 4. 入札要件

- ① CSIRT/PSIRT/制御系SIRTに関する知見を有していること
- ② 制御システムセキュリティおよびサイバーセキュリティに関する知見を有していること
- ③ 過去にサイバーセキュリティに関する調査案件を行った経験を有すること
- ④ 公的機関（政府系および独立行政法人等）における研究会等の事務局の実施経験があること
- ⑤ 効果的な調査方法およびアンケート回収方法に関する十分な知識、スキルがあること

#### 5. 実施期間

契約締結日から2023年3月31日まで

#### 6. 成果物（例）

以下の内容を格納した電子媒体（CD/DVD-R等）

- ① アンケート調査結果
- ② アンケート後の詳細ヒアリング結果
- ③ 報告書
- ④ 提言書

#### 7. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8階

#### 8. その他

- ① 本調査の過程で得るローデータや会議資料等は、JPCERT/CCの許可なく他に利用しないこと
- ② 受託事業者は保護すべき情報や個人情報の取り扱いに留意し、情報漏えい防止対策や情報の暗号化等適切に情報セキュリティ対策を実施すること
- ③ 一時的にJPCERT/CCから提示する未公開情報や個人情報等は、契約中/契約終了後の如何に依らず、不要になった時点で適切に削除するとともに、JPCERT/CC に確認を取ること
- ④ 納入物件に関する著作権は、受託事業者または国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、各納入物件の納品日および調査事業完了の日をもって、JPCERT/CCへ自動的に移転するものとする
- ⑤ 納入物件に、受託事業者または第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、受託事業者はJPCERT/CCに対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む）、その他一切の利用を許諾したものとみなす
- ⑥ 受託事業者は、前項に基づきJPCERT/CCに権利が移転した著作物をJPCERT/CCまたはJPCERT/CCがその利用を承諾した者が利用することに関して著作者人格権を行使しないものとする



JPCERT/CCにおける入札は当該箇所につき以下の予算決算および会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

## 予算決算および会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたときまたは公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。